

「余裕期間制度」に関するQ & A

1. 契約手続等について

1-1) 工事開始日に係る届出書はどこに提出すればよいか？

入札説明書の『この入札事務を担当する機関及び問い合わせ先』に記載された部署へ提出してください。

1-2) 工事着手期限日が設定されている場合、工事の終期をどのように決定すればよいか？

工事着手期限日が設定されている場合でも、受注者は全体工期の範囲内で任意の日を工事の終期として設定することができます。

1-3) コリズ登録はどのようにすればよいか？また、登録する工期や技術者の従事期間は、どの期間で登録すればよいか？

コリズの受注時登録については、通常の工事と同様、契約締結後10日以内に登録申請するものとします。登録申請上の契約工期は、契約締結日の翌日から工事の終期（契約書上の工期）とし、実工期及び技術者等の従事期間は、実工期で登録するものとします。

1-4) コリズ登録時に現場代理人が決定していない場合はどのようにすればよいか？

コリズの受注時登録において、現場代理人を含む技術者登録は必須項目になるため、配置予定の現場代理人で受注登録を行い、決定してから変更登録を行ってください。

1-5) 工事工程表や施工計画書の提出時期は？

通常の工事と同様、工事工程表については契約締結後14日以内に、施工計画書については現場着手日までに提出してください。

(※) 工事工程表には、余裕期間内（現場着手日より前）に準備工等を記入することはできません。

1-6) 余裕期間中に工事履行報告書は提出する必要があるか？

通常の工事と同様、工事履行報告書については毎月提出してください。

ただし、現場着手はできませんので、予定工程ならびに実施工程は「0%」となります。そのため、備考欄に「余裕期間中」または「現場着手日○月○日」等を記載することが望ましいです。

1-7) 余裕期間を必要としない場合の契約方法は？

「余裕期間制度」の適用工事の場合は、余裕期間を必要としない場合であっても「現場着手日報告書」を提出のうえ、工期末を定めての契約となります。

2. 余裕期間中の配置技術者等について

2-1) 主任（監理）技術者の専任は必要か？

余裕期間中については、工事現場への専任は要しないものとします。

2-2) 現場代理人の常駐は必要か？

余裕期間中については、工事現場に常駐する必要はありません。

2-3) 配置技術者を配置できなくなった場合は？

契約締結後、技術者を配置できないことが明らかとなった場合は、契約を解除するとともに、一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分が行われます。

3. 余裕期間中の対応について

3-1) 余裕期間中にできる準備等の内容は？

余裕期間中であっても、次のような行為等は行うことができます。発注者側の監督職員と協議のうえ進めてください。

- ・資機材の購入
- ・技能労働者の手配
- ・下請契約
- ・施工図の作成
- ・構造チェック、数量計算等

3-2) 余裕期間中にできない準備等の内容は？

余裕期間中は、主任（監理）技術者を配置していないため、現場着手できません。次のような行為等は建設工事の一部とみなされる場合もあり、余裕期間中は行わないこととします。

- ・現場事務所の設置
- ・資機材の現場への搬入

- ・準備工事（現地測量、支障物撤去、試掘、樹木伐採、除草、現場の仮囲い、交通規制など）

3-3) 余裕期間内に下見等のため現場への立ち入りはできるか？

準備行為にあたる作業はできませんが、準備行為にあたらぬ下見は可能です。工事開始日の前日までの間は発注者と相談の上、行ってください。

4. 契約保証・前金等の支払いについて

4-1) 契約保証について保証会社と契約する場合、支払う保証料は実工期の設定次第で割高となるのでは？

当初積算では、実工期を基本として工事費を算出しており、保証会社に支払う保証料は契約保証金額に応じて算出されるため、工期の設定による影響はありません。

4-2) 中間前金払の支払い要件である工期の2分の1の工期には余裕期間は含まれるか？

含まれません。

5. その他

5-1) 余裕期間中の受注者の連絡窓口は必要ですか？

代表連絡先または工事内容が分かる部署を受注者の連絡窓口としてください。余裕期間中に施工図の調整や資材発注等を進めることを想定しております。

5-2) 余裕期間制度には、技術者の配置に関するもののほかに、受注者にどのようなメリットがありますか？

主に以下のようなメリットが考えられます。

- ・全体工期内で受注者が実工事期間を設定できることから、受注者の体制に合った工期設定が可能
- ・配置技術者の専任配置が必要な工事において、配置時期の調整が可能
- ・受注者が手持ちの工事の状況等を考慮した始期の指定を行えることから、施工時期の平準化が可能
- ・実工事期間を長くとることで、休日の確保が可能
- ・材料手配の困難が想定されている工事について、資材準備期間の確保が可能